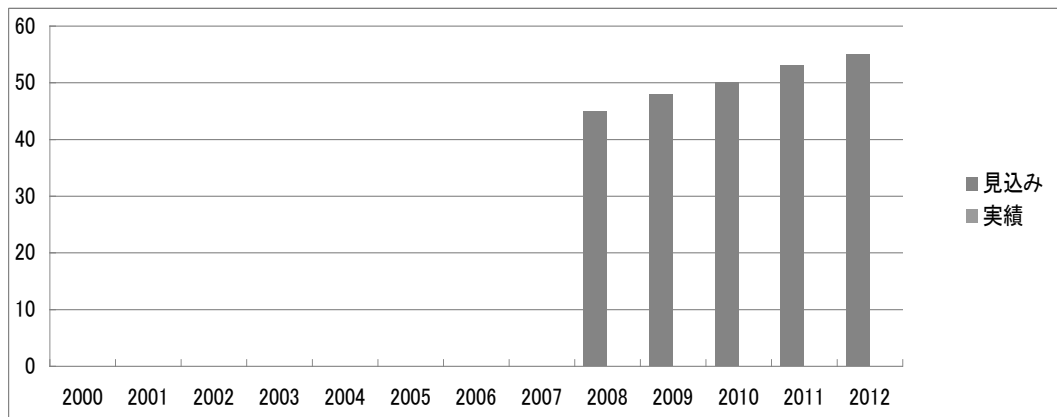


# 廃棄物の最終処分量の削減等

## 1. 排出削減量の実績と見込み

排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み									45	48	50	53	55	50
実績														

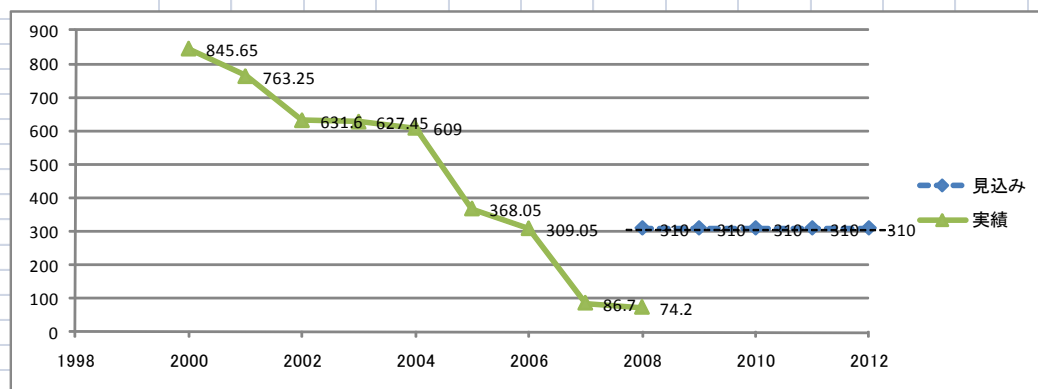


※京都議定書目標達成計画策定時と現在のインベントリでは、メタンの排出係数が大きく変更されており、排出削減量の実績値の算出が困難である。実績値に関しては、「2. 対策評価指標の実績と見込み」のみで示すこととする。

## 2. 対策評価指標の実績と見込み

対策評価指標：一般廃棄物(食物くず、紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量(単位：千トン)

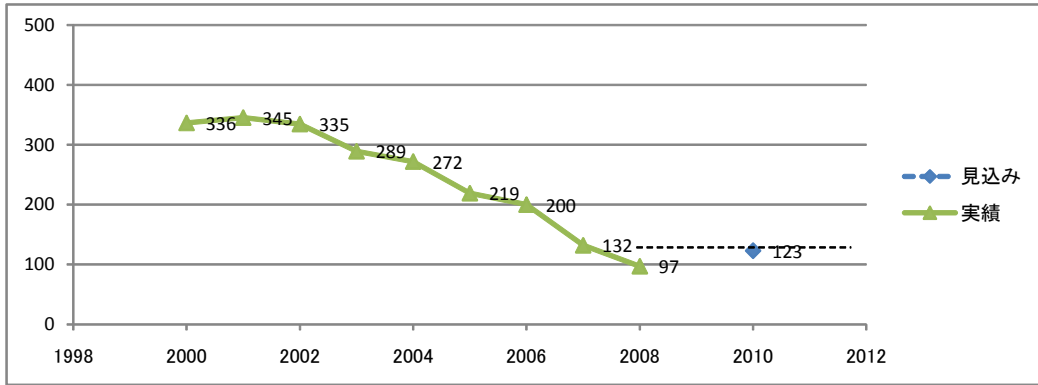
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束 期間平均
見込み									310	310	310	310	310	310
実績	845.7	763.3	631.6	627.5	609	368	309.1	86.7	74.2					



産業廃棄物(家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず)の最終処分量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
見込み											123		
実績	336	345	335	289	272	219	200	132	97				

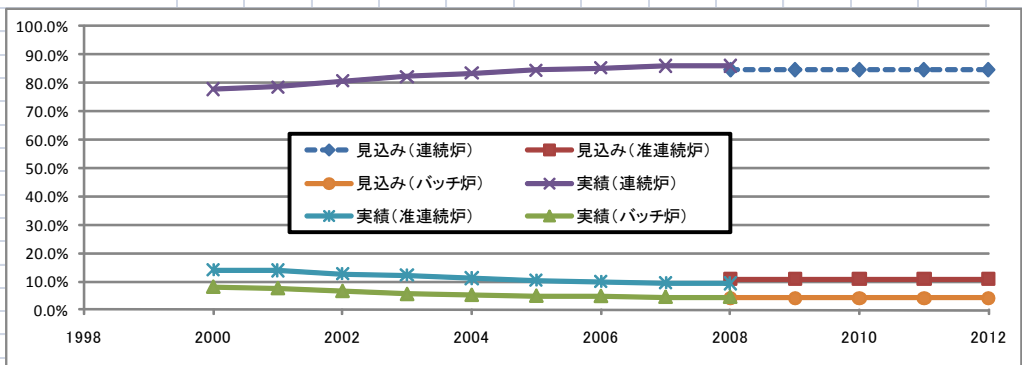
第一約束 期間平均	123
--------------	-----



対策評価指標: 焼却炉の種類別割合(単位:%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
見込み(連続炉)									84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%
見込み(准連続炉)									10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%
見込み(バッチ炉)									4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
実績(連続炉)	77.9%	78.6%	80.8%	82.3%	83.5%	84.5%	85.3%	86.0%	86.1%				
実績(准連続炉)	14.1%	13.9%	12.7%	12.2%	11.2%	10.5%	9.9%	9.5%	9.4%				
実績(バッチ炉)	8.1%	7.6%	6.6%	5.5%	5.2%	4.9%	4.8%	4.5%	4.5%				

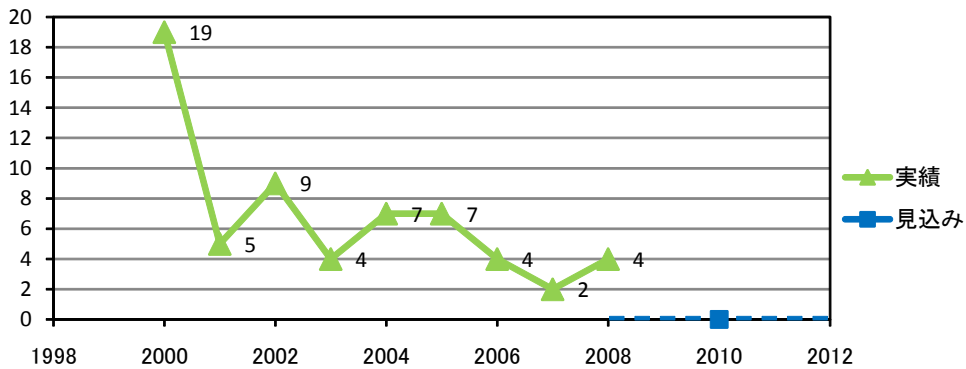
第一約束 期間平均	84.7%
	10.9%
	4.3%



大規模産業廃棄物不法投棄事案(単位:新規発覚件数)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
見込み											0		
実績	19	5	9	4	7	7	4	2	4				

第一約束 期間平均	0
--------------	---



定義・算出方法	<p>一般廃棄物（食物くず・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量は、「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」「日本の廃棄物処理」（市町村及び特別地方公共団体に対する調査）のデータを用いている。</p> <p>産業廃棄物（家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量は、「廃棄物等循環利用量実態調査」（環境省）のデータを用いている。ただし、調査において、最終処分量が湿重量にて示されているため、日本国温室効果ガスインベントリ報告に基づく固形分割合を用いて乾重量への換算を行っている。（厨芥類（家畜死体＋動植物性残渣）：25%、紙布類（紙くず＋繊維くず）：85%、木竹類（木くず）：55%）</p>
出典・公表時期	<p>「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用実態調査編）」：毎年年度末頃公表</p> <p>「日本の廃棄物処理」：2008年度実績は2010年4月に公表。</p>
備考※	<p>2008年度実績又は2009年度実績が示せない理由は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用実態調査編）」については、2008年度実績は、速報値を記載。2008年度実績の確定値及び2009年度実績の速報値は、2010年度末目途で取りまとめ予定。</li> <li>・「日本の廃棄物処理」については、平成21年度実績を今年度中に公表できるよう、都道府県と連携し、とりまとめの早期化に努める。</li> </ul>

### 3. 対策・施策に関する評価

#### 対策・施策の進捗状況に関する評価

有機性廃棄物の最終処分量については、一般廃棄物、産業廃棄物とも着実に減少している。また、一般廃棄物については、平成20年3月にとりまとめられた廃棄物処理施設整備計画において、有機物の最終処分場への直接埋立は、本計画期間中（平成20年度から平成24年度）に原則として廃止するよう努めることとしている。

#### 実施した施策の概要と今後の予定

2009年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金により、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援した。（38,928百万円）</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及を推進した。</li> <li>・有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進。</li> <li>・全国産業廃棄物処理連合会環境自主行動計画の推進に関しては、温室効果ガス削減支援ツールや温暖化対策事例集などを活用し、また青年部協議会による「CO2 マイナスプロジェクト」の推進事業等を通じ、事業者への取組の推進を実施。</li> </ul>
2010年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金による、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援。（32,125百万円）</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及</li> <li>・有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国産業廃棄物処理連合会環境自主行動計画の推進に関しては、温暖化対策に関する情報の提供等による普及啓発を継続する。また、温室効果ガス排出量の多い業務部門についても対策推進を図る。</li> </ul>
2011 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金による、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及</li> <li>・有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進。</li> <li>・産廃処理業界の実態に適した環境自主行動計画の中長期目標の設定の検討及び環境自主行動計画の推進。</li> <li>・その他必要な対策・施策を、継続的に実施予定。</li> </ul>

#### 4. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標（2003.3～）の達成に向けた取組				→									
市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援（2010 年度：循環型社会形成推進交付金 351 億円の内数）	→												
市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及									→				
産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き作成									→				



<p>ラインの普及</p> <p>②産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引きの策定・配布</p>	<p>2010 年度実績</p> <p>2011 年度予定</p>	<p>①各ガイドラインの更なる普及</p> <p>①各ガイドラインの更なる普及</p>
<p>[その他]</p> <p>・全国産業廃棄物処理連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等</p>	<p>2009 年度実績</p>	<p>・温室効果ガス削減支援ツールや温暖化対策事例集などを活用し、また青年部協議会による「CO2 マイナスプロジェクト」の推進事業等を通じ、事業者への取組の推進を実施</p>
	<p>2010 年度実績</p>	<p>・温暖化対策に係る情報の提供等による普及啓発を継続する。また、温室効果ガス排出量の多い業務部門についても対策推進を図る</p>
	<p>2011 年度予定</p>	<p>・産廃処理業界の実態に適した環境自主行動計画の中長期目標の設定の検討及び環境自主行動計画の推進</p>

## 5. 排出削減見込み量の算定根拠等

廃棄物処理に伴うメタンの排出量は、以下の式により算出する。

- ①埋立に伴う排出量＝算定期間において分解する種類別の廃棄物量×種類別排出係数
- ②焼却に伴う排出量＝焼却方式別の廃棄物焼却量×焼却方式別排出係数

### ①一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立に伴う排出量

「廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標」及び「循環型社会形成推進基本計画」に沿ってリサイクル及び廃棄物処理が着実に実行されると想定し、本計画の下での一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を用いて直接最終処分量を表1のとおり算定した。

また、廃棄物の種類別の排出係数は、1998-2000年度の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）における排出係数の平均値を用いて、厨芥類では143kg-CH<sub>4</sub>/t、紙類・繊維類では140kg-CH<sub>4</sub>/t、木くずでは136kg-CH<sub>4</sub>/tとした。

これより、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の削減対策を実施した場合と実施しなかった場合の2010年度におけるCH<sub>4</sub>排出量を表1のとおり推計した。対策の推進によるCH<sub>4</sub>排出削減見込量は約53.7万t-CO<sub>2</sub>と推計された。

表1. 2010年度における廃棄物埋立量及びCH<sub>4</sub>排出量

種類		廃棄物焼却量 (千トン、乾重量ベース)		CH <sub>4</sub> 排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	
		対策なし	対策あり	対策なし	対策あり
一般 廃棄 物	厨芥類（食物くず）	186	101	52.4	38.7
	紙布類（紙くず＋繊維くず）	573	172	127.6	106.5
	木竹類（木くず）	60	37	56.2	56.2
産業 廃棄 物	厨芥類（家畜死体＋動植物 性残渣）	145	56	31.7	17.3
	紙布類（紙くず＋繊維くず）	102	22	18.0	13.8
	木竹類（木くず）	96	45	72.1	72.0
合計				358.1	304.4

※排出削減見込量の具体的な推計においては、廃棄物の種類別埋立量に経過年の分解率を乗じて、2010年度以前に埋め立てられた廃棄物のうち2010年度に分解される炭素分の合計を算定し、さらに排出係数を乗じることで算定している。

### ②一般廃棄物の焼却に伴うCH<sub>4</sub>排出量

「廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標」及び「循環型社会形成推進基本計画」に沿ってリサイクル及び廃棄物処理が着実に実行されると想定し、本計画の下での一般廃棄物の焼却量を用いて廃棄物焼却量を表2のとおり算定した。

また、焼却方式については、「日本の廃棄物処理」を基に、焼却炉の耐用年数を20年と仮定し、100t/d以上の准連続炉は更新時に全連続炉に置き換わり、バッチ炉は更新時に処理能力にして半分の炉が全連続炉に統合されると想定し、将来における焼却方式別焼却割合を表2のとおり推計した。さらに、

廃棄物の焼却方式別の排出係数は、1998-2000年度の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）における排出係数の平均値を用いて、全連続式では7.3g-CH<sub>4</sub>/t、准連続式では68g-CH<sub>4</sub>/t、バッチ炉では73g-CH<sub>4</sub>/tとした。

これより、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等を実施した場合と実施しなかった場合の2010年度におけるCH<sub>4</sub>排出量を表2のとおり推計した。対策の推進によるCH<sub>4</sub>排出削減見込量は約0.7万t-CO<sub>2</sub>と推計された。

表2. 2010年度における廃棄物焼却量、焼却方式別割合及びCH<sub>4</sub>排出量

種類		廃棄物焼却量 (千トン、乾重量ベース)		CH <sub>4</sub> 排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	
		対策なし	対策あり	対策なし	対策あり
全焼却量		46,066	33,256		
焼却方式別 割合	全連続炉	79.5%	84.7%	0.6	0.4
	准連続炉	14.1%	0.9%	0.9	0.5
	バッチ炉	6.4%	4.3%	0.5	0.3
合計				1.9	1.2

以上より、排出削減見込量（53.7+0.7=54.4）は、約50万t-CO<sub>2</sub>とした。

## 6. 総合的な評価・見直しに関する方向性

一般廃棄物については概ね目標が達成されており、今後とも着実な達成を目指す。

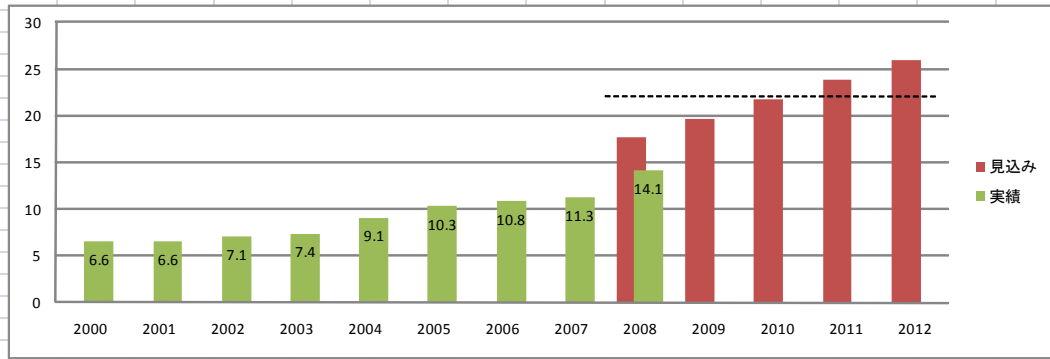
産業廃棄物についても目標の達成に向けて着実に最終処分量が減少しており、目標の達成に向けて引き続き取組を推進する。



# 一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等

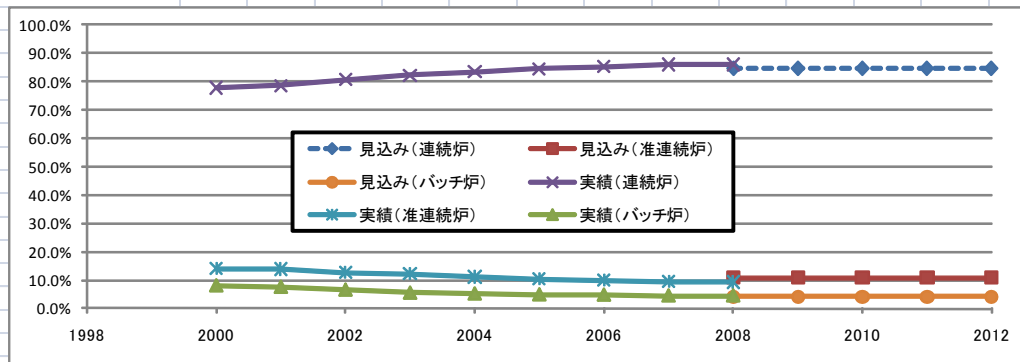
## 1. 排出削減量の実績と見込み

排出削減量(万t-CO2)													第一約束 期間平均
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
見込み									17.6	19.7	21.8	23.9	26.0
実績	6.6	6.6	7.1	7.4	9.1	10.3	10.8	11.3	14.1				

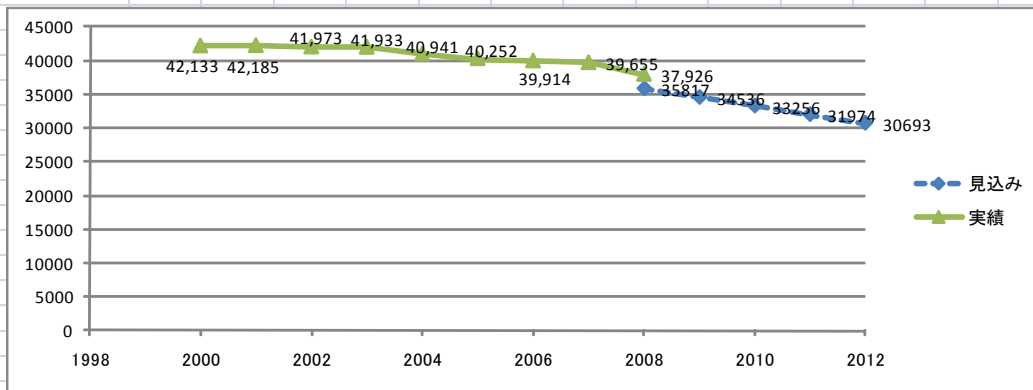


## 2. 対策評価指標の実績と見込み

対策評価指標: 焼却炉の種類別割合(単位:%)													第一約束 期間平均
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
見込み(連続炉)									84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%
見込み(准連続炉)									10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%
見込み(バッチ炉)									4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
実績(連続炉)	77.9%	78.6%	80.8%	82.3%	83.5%	84.5%	85.3%	86.0%	86.1%				
実績(准連続炉)	14.1%	13.9%	12.7%	12.2%	11.2%	10.5%	9.9%	9.5%	9.4%				
実績(バッチ炉)	8.1%	7.6%	6.6%	5.5%	5.2%	4.9%	4.8%	4.5%	4.5%				



対策評価指標：一般廃棄物の焼却量(単位：千トン)														第一約束 期間平均
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
見込み									35817	34536	33256	31974	30693	33256
実績	42133	42185	41973	41933	40941	40252	39914	39655	37926					



定義・算出方法	一般廃棄物の焼却量と焼却炉種類別の割合は、「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用実態調査編）」「日本の廃棄物処理」のデータを用いている。
出典・公表時期	「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用実態調査編）」：毎年度末頃公表 「日本の廃棄物処理」：2008年度実績は2010年4月に公表
備考※	前々年度実績又は前年度実績が示せない理由は下記のとおり。 ・「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用実態調査編）」については、2008年度実績は、速報値を記載。2008年度実績の確定値及び2009年度実績の速報値は、2010年度末目途で取りまとめ予定のため。 ・「日本の廃棄物処理」については、平成21年度実績を今年度中に公表できるよう、都道府県と連携し、とりまとめの早期化に努める。

### 3. 対策・施策に関する評価

#### 対策・施策の進捗状況に関する評価

目標に向けて、一酸化二窒素の発生量が少ない連続炉が着実に増加し、発生量が多いバッチ炉が減少している。

一般廃棄物の焼却量については減少傾向にあるものの、想定ほどの削減が進んでおらず、今後も発生抑制や再生利用の取組の促進が必要。

#### 実施した施策の概要と今後の予定

2009年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金による、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援（38,928百万円の内数）</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及</li> <li>・ごみ処理の広域化の推進（廃棄物処理施設整備計画、循環型社会形成推進交付金）</li> </ul>
--------	---

2010 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金による、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援（35,125 百万円の内数）</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及</li> <li>・ごみ処理の広域化の推進（廃棄物処理施設整備計画、循環型社会形成推進交付金）</li> </ul>
2011 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金による、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業を支援</li> <li>・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及</li> <li>・ごみ処理の広域化の推進（廃棄物処理施設整備計画、循環型社会形成推進交付金）</li> </ul>

#### 4. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援 (2010 年度: 循環型社会形成推進交付金 351 億円の内数)	→												
市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及									→				

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準] ①循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組 ②廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けた取組 ③廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた取組 ④個別リサイクル法（容器包装リサイクル法等）に基づく措置の実施や評価、検証	2009 年度実績	①循環型社会形成推進基本計画の目標達成に向けた取組 ②廃棄物処理施設整備計画の目標達成に向けた取組 ③廃棄物減量化目標の達成に向けた取組 ④個別リサイクル法に基づく措置の実施や評価、検証
	2010 年度実績	①取組を継続 ②取組を継続 ③取組を継続 ④取組を継続

	2011 年度予定	①取組を継続 ②取組を継続 ③取組を継続 ④取組を継続
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助] ①循環型社会形成推進交付金 ②廃棄物処理施設における温暖化対策事業による産業廃棄物処理業者の支援	2009 年度実績	①予算額 38,928 百万円の内数 ②予算額 2,167 百万円
	2010 年度実績	①予算額 35,125 百万円の内数 ②予算額 1,300 百万円
	2011 年度予定	①継続予定 ②継続予定
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発] ①市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 ②グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率優先的購入	2009 年度実績	①各ガイドラインの更なる普及 ②グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率優先的購入を継続
	2010 年度実績	①各ガイドラインの更なる普及 ②グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率優先的購入を継続
	2011 年度予定	①各ガイドラインの更なる普及 ②グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率優先的購入を継続
[その他]	2009 年度実績	・ごみ処理の広域化の推進
	2010 年度実績	・引き続きごみ処理の広域化を推進
	2011 年度予定	・引き続きごみ処理の広域化を推進

## 5. 排出削減見込み量の算定根拠等

一般廃棄物の焼却に伴う N20 排出量については、「廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標」及び「循環型社会形成推進基本計画」に沿ってリサイクル及び廃棄物処理が着実に実行されると想定し、本計画の下での一般廃棄物の焼却量を用いて廃棄物焼却量を表のとおり算定した。

焼却方式については、「日本の廃棄物処理」を基に、焼却炉の耐用年数を 20 年と仮定し、100t/d 以上の准連続炉は更新時に全連続炉に置き換わり、バッチ炉は更新時に処理能力にして半分の炉が全連続炉に統合されると想定し、将来における焼却方式別焼却割合を表のとおり推計した。さらに、廃棄物の焼却方式別の排出係数は、1998-2000 年度の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）における排出係数の平均値を用いて、全連続式では 52g-N20/t、准連続式では 53g-N20/t、バッチ炉では 64g-N20/t とした。

これより、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等を実施した場合と実施しなかった場合の 2010 年度における N20 排出量を表のとおり推計した。対策の推進による N20 排出削減見込み量は約 21.8 万 t-CO2 ≒ 約 20 万 t-CO2 と推計された。

表. 2010 年度における廃棄物焼却量、焼却方式別割合及び N20 排出量

		一般廃棄物焼却量 (千トン、乾重量ベース)		N20排出量 (万t-CO2)	
		対策なし	対策あり	対策なし	対策あり
全焼却量		46,066	33,256		
焼却方式別 割合	全連続炉	79.5%	84.7%	59.5	45.4
	准連続炉	14.1%	10.9%	10.7	6
	バッチ炉	6.4%	4.3%	5.8	2.8
合計				76.0	54.2

## 6. 総合的な評価・見直しに関する方向性

一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化は着実に進んでいるものの、一般廃棄物の焼却量は想定ほど削減が進んでおらず、今後も削減のための施策を推進する必要がある。

# 冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等

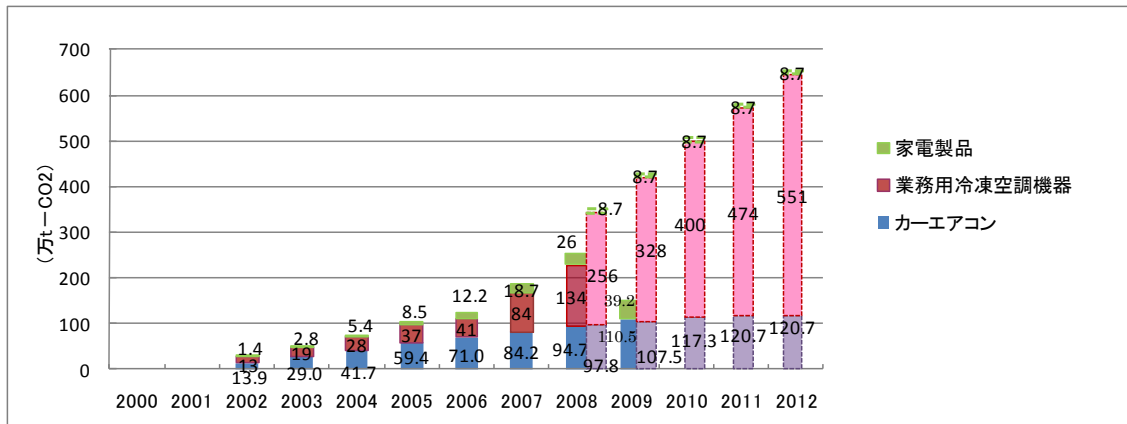
## 1. 排出削減量の実績と見込み

排出削減見込量(単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束期間平均
①カーエアコン	見込み	—	—	—	—	—	—	—	97.8	107.5	117.3	120.7	120.7	112.8
	実績	—	—	(13.9)	(29.0)	(33.7)	(2.1)	(0.8)	(0.0)	94.7	110.5	—	—	—
②業務用冷凍空調機器	見込み	—	—	—	—	—	—	—	256	328	400	474	551	402
	実績	—	—	13	19	28	37	41	37 (47)	40 (94)	—	—	—	—
③家電製品	見込み	—	—	—	—	—	—	—	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	実績	—	—	1.4	2.8	5.4	8.5	12.2	18.7	26.0	39.2	—	—	—
合計			28	51	75	105	124	187	255	444	526	603	680	451

カーエアコン: 実績の2004年度～2009年度の上段の値は自動車リサイクル法に基づく実績、2002年度～2006年度の下段の値はフロン回収・破壊法に基づく実績。

業務用冷凍空調機器: 実績の2002年度～2008年度の上段の値はフロン回収・破壊法に基づく廃棄時のフロン回収実績  
実績の2007年度～2008年度の下段の値は改正フロン回収・破壊法(2007年10月施行)に基づく整備時のフロン回収実績



(注)カーエアコンの実績値は、自動車リサイクル法に基づく実績とフロン回収・破壊法に基づく実績を合算したものの。

業務用冷凍空調機器の実績値の2007年度～2008年度は、廃棄時と整備時の回収実績を合算したものの。

算出方法	<p>(回収量※) × GWP(地球温暖化係数)</p> <p>※回収量: 回収業者及び製造業者等から報告されたHFCの回収量</p> <p>①カーエアコン:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車リサイクル法に基づく排出削減量の実績(2004年度～2009年度)</li> </ul> <p>自動車リサイクル法に基づく HFC の総回収量実績に、温暖化係数を乗じて排出削減量を算出した。</p> <p>自動車リサイクル法に基づく HFC の総回収量実績は以下の式により算出した。</p> <p>(算出式)</p> <p>自動車製造業者等による HFC の引取量 + フロン類回収業者による HFC の再利用量 + フロン類回収業者による HFC の当年度末保管量 - フロン類回収業者による HFC の前年度末保管量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロン回収・破壊法に基づく排出削減量の実績(2002年度～2009年度)</li> </ul>
------	---

<p>フロン回収・破壊法に基づくHFCの回収量に温暖化係数を乗じて排出削減量を算出した。</p> <p>フロン回収・破壊法に基づく回収量は、法律に基づき報告されたものを用いた。</p> <p>②業務用冷凍空調機器：(フロン回収・破壊法に基づく回収量)</p> <p>フロン回収・破壊法に基づくHFCの回収量に温暖化係数を乗じて排出削減量を算出した。(業務用冷凍空調機器に主に使用されているHFCの使用実績等から、温暖化係数を2,000と仮定した。)</p> <p>③家電製品：家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物(エアコンディショナー、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)に使用されている HFC の回収量に、HFCの種類別に温暖化係数を乗じて排出削減量を算出した。</p>
---

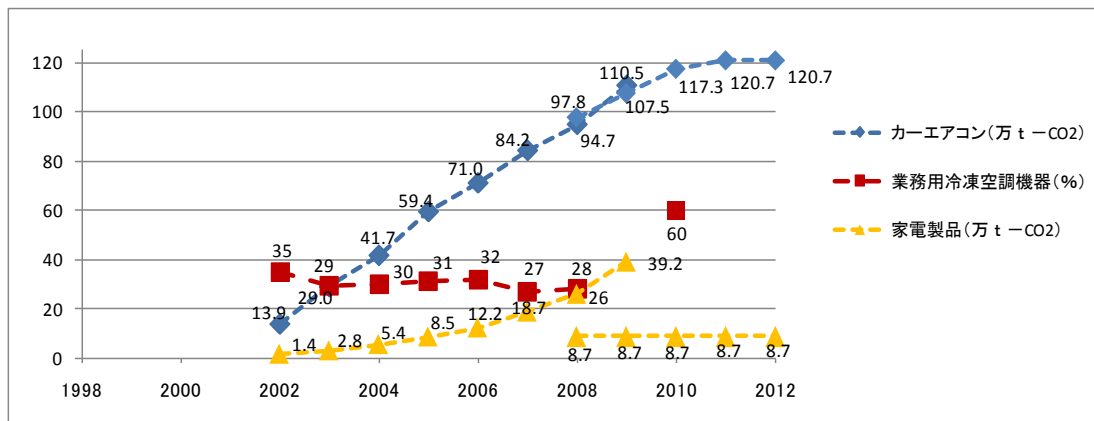
## 2. 対策評価指標の実績と見込み

対策評価指標(単位)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	第一約束期間平均
①カーエアコン (万t-CO2)	見込み	-	-	-	-	-	-	-	97.8	107.5	117.3	120.7	120.7	112.8
	実績	-	-	(13.9)	(29.0)	8.0 (33.7)	57.3 (2.1)	70.2 (0.8)	84.2 (0.0)	94.7 (0.0)	110.5	-	-	-
②業務用冷凍空調機器(%)	見込み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	-	60
	実績	-	-	35※	29※	30※	31※	32※	27※	28※	-	-	-	-
③家電製品(万t-CO2)	見込み	-	-	-	-	-	-	-	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	実績	-	-	1.4	2.8	5.4	8.5	12.2	18.7	26.0	39.2	-	-	-

カーエアコン：2004年度～2009年度の上段の値は自動車リサイクル法に基づく実績、2002年度～2008年度の下段の値はフロン回収・破壊法に基づく実績

業務用冷凍空調機器：※は参考値(京都議定書対象ガス以外(CFC、HCFC)を含む)



(注)カーエアコンの実績値は自動車リサイクル法に基づく実績とフロン回収・破壊法に基づく実績を合算したもの

業務用冷凍空調機器の2002年度～2008年度は、京都議定書対象ガス以外(CFC、HCFC)を含む。

定義・算出方法	<p>①カーエアコン：排出削減見込量の算出方法を参照</p> <p>②業務用冷凍空調機器：(フロン回収・破壊法に基づく回収量)÷(廃棄された機器に含まれると見込まれる冷媒フロン類の推定量(廃棄時残存冷媒量))×100</p> <p>③家電製品：排出削減見込量の算出方法を参照</p>
出典・公表時期	<p>①産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料(毎年7月頃に公表)、自動車リサイクルシステムのフロン類年次報告状況(毎年11月頃に公表)</p> <p>②フロン回収・破壊法に基づく回収量等の集計結果(毎年末頃に公表)</p>

	③家電リサイクル法に基づく回収量等の集計結果(毎年6月頃に公表)
備考※	

### 3. 対策・施策に関する評価

#### 対策・施策の進捗状況に関する評価

<p>・カーエアコンについては、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからのHFCの回収が適正に実施され、排出削減量が着実に増進。</p> <p>・業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類回収を強化するため、整備時回収の法的義務付け、行程管理制度の導入等を内容とするフロン回収・破壊法の一部改正法が平成19年10月から施行されており、廃棄時回収に加え、整備時回収を含めた HFC 回収量全体は増加してきている。法律の実施には、関係者の制度に関する認知とフロン対策の意識の向上が不可欠であり、関係省庁や関係業界団体が協力し、引き続き、その周知に努める必要がある。さらに、今後、「見える化」の一環としての冷媒フロン量のCO<sub>2</sub>換算ベースでの注意喚起表示を推進するとともに、回収促進に向けて運用上の課題等を整理・検討していく。また、都道府県における回収協議会の活用等による普及啓発や、施行の強化などが期待される。</p> <p>なお、2008年度(平成20年度)に経済産業省が行った調査の結果、HFCを冷媒として使用する機器の廃棄見込が従来予測より少ないと推定されることが判明したこと等から、廃棄時に回収される HFC の見込量(廃棄時残存冷媒量)もこれに伴い改定する予定。</p> <p>・家電製品については、家電リサイクル法に基づき、特定家庭用機器廃棄物(エアコンディショナー、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)に使用されているHFCの回収が適正に実施され、排出削減量が着実に増進。</p> <p>・なお、HFC排出量については、前記の経済産業省調査の結果により、冷媒排出量にかかる係数変更を行い、各年のインベントリデータに反映した。</p>
--

#### 実施した施策の概要と今後の予定

2009年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからの HFC の適正な回収の実施</li> <li>・改正フロン回収・破壊法(2007年10月)の施行</li> <li>・家電リサイクル法施行令を改正し、電気洗濯機のうち、冷媒としてフロン類を使用するものからフロン類の回収を義務化。</li> </ul>
2010年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行対策の継続</li> <li>・フロン回収・破壊法の施行強化に向けた都道府県における実務者研修の開始。「見える化」の一環として、産業界におけるフロン量の二酸化炭素換算表示の導入、代替フロンを含有する製品における「見える化」パイロット事業の開始。建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールと合同での解体工事現場の立入検査等を都道府県に依頼。廃棄時回収向上対策、関係事業者とも協力しつつ使用時排出に係る取り組みの調査・検討の開始。</li> <li>・家電リサイクル法に基づき、家電リサイクルの促進と、フロン類の適正な回収の促進。</li> </ul>
2011年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行対策の継続</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、フロン回収・破壊法のさらなる施行強化に向けた取組の推進、関係業界に対する周知徹底、使用時排出に係る対策の検討・推進。</li> <li>・家電リサイクル法に基づく、家電リサイクルの促進と、フロン類の適正な回収の促進。</li> </ul>
--

#### 4. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
使用済自動車の再資源化等に関する法律						施行							
フロン回収・破壊法		制定	施行				改正法成立	改正法施行					
普及啓発 (億円)						開始 0.8	0.8	0.8	08年度～: 1.4の内数	1.0の内数	0.6の内数		
	05～07年度:業務用冷凍空調機器等フロン類回収等推進事業					06～08年度:業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進					09年度～:冷媒フロン類排出抑制推進		
												未	
特定家庭用機器再商品化法		完全施行			※1					※2			
家電リサイクル推進事業 (億円)								0.4	0.5	0.3	0.3	未	

※1 電気冷凍庫を特定家庭用機器に追加

※2 電気洗濯機のうち、冷媒としてフロン類を使用するものからのフロン類の回収を義務化

施策の全体像	実績及び予定
[法律・基準] ①使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。自動車リサイクル法) →使用済自動車に搭載されているカーエアコンからのフロン類(CFC、HFC)の回収・破壊を義務付け。	2009年度実績 ①継続 ②継続 ③電気洗濯機のうち、冷媒としてフロン類を使用するものからのフロン類の回収を義務化

<p>②特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。フロン回収・破壊法)</p> <p>→業務用冷凍空調機器について、廃棄時に冷媒フロン類(CFC、HCFC、HFC)の回収・破壊を義務付け。平成 19 年 10 月より整備時回収義務づけ等を内容とする改正法を施行。</p>	2010 年度実績	①継続 ②継続 ③継続
	2011 年度予定	①継続 ②継続 ③継続
<p>③特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。家電リサイクル法)</p> <p>→特定家庭用機器廃棄物(エアコンディショナー、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)に使用されているフロン類(CFC、HCFC、HFC)の回収・破壊を義務付け。</p>	2010 年度実績	
	2011 年度実績	
	2011 年度予定	
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助]		
①フロン対策調査等事業(経産省)	2008 年度実績	137 百万円の内数(新規)
	2009 年度実績	101 百万円の内数
	2010 年度予定	64 百万円の内数
②オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(環境省)	2009 年度実績	4 百万円
	2010 年度実績	4 百万円
	2011 年度予定	未
③冷媒フロン類排出抑制推進費(環境省)	2009 年度実績	18 百万円(新規)
	2010 年度実績	18 百万円
	2011 年度予定	未
④家電リサイクル推進事業(環境省)	2009 年度実績	35 百万円
	2010 年度実績	31 百万円
	2011 年度予定	未
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発]		
①フロン対策調査等事業(経産省)	2008 年度実績	新規
	2009 年度実績	継続

	2010 年度予定	継続
②冷媒フロン類排出抑制推進費(環境省)	2009 年度実績	パンフレット・チラシの配布等を通じた普及啓発
	2010 年度実績	継続
	2011 年度予定	継続
	2010 年度実績	継続
③オゾン層保護対策推進月間(9月)にあわせてポスター、パンフレット等を配布(関係省)	2009 年度実績	改正フロン回収・破壊法の関係者への制度周知等
	2010 年度実績	継続
	2011 年度予定	継続
[その他]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

## 5. 排出削減見込み量の算定根拠

積算時に見込んだ前提:

- ・業務用冷凍空調機器

初期冷媒充填量:0.1kg~710kg/台、生産台数:各年の経済成長率で増加を仮定、廃棄時残存冷媒量(推定):666 万 t-CO2

- ・家電製品

家電リサイクル法に基づくメーカーからの特定家庭用機器廃棄物に使用されている HFC 回収量報告(2005 年度実績)

<R-410a:10.2t、HFC-134a:51.7t>

「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細(内訳等)説明:

- ・カーエアコン

使用済自動車に搭載されているカーエアコンの HFC の量に温暖化係数を乗じて排出削減見込量を算定した。

使用済自動車に搭載されているカーエアコンの HFC の量は以下の式により推計した。

(推計式)

使用済自動車数×使用済自動車の HFC エアコン装着率×使用済自動車 1 台あたりに含まれる HFC の量

ここで、使用済自動車 1 台あたりに含まれる HFC の量は、2006 年度の実績値を用いて以下の式により推計した。

(推計式)

HFC 総回収量実績÷(使用済自動車数×使用済自動車の HFC エアコン装着率)

・業務用冷凍空調機器

機器の廃棄時における冷媒回収見込量に温暖化係数を乗じて排出削減見込量を算定した。冷媒回収見込量は、冷媒廃棄見込量を推計した上で、回収率が60%に向上すると想定した。

・家電製品

家電リサイクル法に基づき、メーカー等から報告（2005 年度実績）された廃家電の HFC 回収量に温暖化係数を乗じて排出削減見込量を算定した。

(HFC 回収量 : R-410a=10.2t、HFC-134a=51.7t)

6. 総合的な評価・見直しに関する方向性

業務用冷凍空調機器について、2008 年度においては廃棄時回収に加え、整備時回収を含めた HFC 回収量全体は増加してきている。また、家電製品は目標値を達成し、カーエアコンも回収量が増加し、ほぼ目標に近い値となっている。今後とも、回収量増による HFC の排出の一層の抑制を目指し、関係省庁及び都道府県などが連携して、改正フロン回収・破壊法の周知徹底や施行強化に引き続き取り組むとともに、運用上の課題等の整理や機器上の表示の工夫等、更なる回収促進に向けて今後所要の検討を進める。

## 地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	<p>○地方公共団体実行計画策定マニュアルの策定・公表</p> <p>平成 21 年 6 月に、地方公共団体向けの計画策定マニュアルを作成・公表した。平成 21 年 7 月から 10 月にかけて全国 8 ブロックで延べ 10 回のマニュアル説明会を開催した。平成 21 年 10 月からは、マニュアルに沿って実際の計画策定のプロセスを研究する研修会を 5 回開催した。</p> <p>また、同マニュアルについて、現況推計、将来推計の定量評価の手続き等を簡素化した簡易版の検討を行った。</p> <p>○グリーンニューディール基金の創設</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に盛り込まれる、または今後盛り込まれることが想定される施策について、地域の実情に応じて、地球温暖化対策を推進するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から補助金を交付することにより、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市にグリーンニューディール基金を創設した。</p> <p>○チャレンジ 25 地域づくり事業</p> <p>地域の二酸化炭素排出量の 25%削減に効果的な取組みを推進し、地域の活性化を図るとともに、環境負荷の小さい地域づくりを実現するための事業を支援するため、公募により、25%削減するために効果的な対策を具体的に進めていくための計画策定委託業務を 12 地域、25%削減するために効果的な対策を実施する補助事業を 11 地域、25%削減するために効果的な対策を集中的に実施し、その結果から「こうすれば 25%削減できる」という明瞭なイメージを示し、他の地域へ普及させていくための実証事業を 6 地域選定した。</p> <p>○排出抑制等指針に関する対策の公表</p> <p>平成 20 年度に策定した排出抑制等指針中に示された具体的な措置に関する対策メニューの分かりやすい解説、費用対効果、前述した採点表などを盛り込んだ、専用 Web ページを構築し、業務部門について、個々の対策メニューの紹介を、個表形式で、技術概要、導入効果、経済性について紹介した。</p> <p>また、特に廃棄物部門について、検討委員会として対策メニュー及び望ましい水準をとりまとめた。</p>
2010 年度	<p>地方公共団体の対策・施策について、大きな削減効果を発揮している優良な事例を紹介するなど実効的な地方公共団体実行計画の策定を支援する。また、前年度に検討を行ったマニュアル（簡易版）を策定・公表するとともに、地方公共団体に向け説明会や個別訪問を実施し、特例市未満の市町村における実行計画の策定を促進する。</p> <p>廃棄物部門に関する排出抑制等の措置について、今後速やかに指針として位置付ける予定。また、運輸・産業部門等の各分野については、引き続き検討を重ね、と</p>

	りまとめた段階で指針として位置付ける予定。
2011 年度以降	地方公共団体の対策・施策について、大きな削減効果を発揮している優良な事例を紹介するなど実効的な地方公共団体実行計画の策定を支援する。

## 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
地球温暖化対策の推進に関する法律						規制導入			措置強化				
排出抑制等指針の策定									—————→				
グリーンニューディール基金の創設(億円)										610 (内数)			
チャレンジ 25 地域づくり事業(億円)											40		

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準] ・地球温暖化対策の推進に関する法律による国・地方公共団体・事業者・国民の取組強化 ・排出抑制等指針の策定 ・地球温暖化対策推進法の改正に基づく地方公共団体実行計画策定マニュアルの策定・公表	2009 年度実績	・地方公共団体実行計画策定マニュアルの策定・公表するとともに、簡易版マニュアル簡易版の検討を行った。 ・地球温暖化防止活動推進員・都道府県地球温暖化防止活動推進センターの拡充など制度の見直しを行った。 ・排出抑制等指針の廃棄物部門等への拡充のため検討を行った。
	2010 年度実績・予定	・廃棄物部門に係る排出抑制等指針を策定するとともに、運輸部門、産業部門等に関する検討を行う。
	2011 年度予定	・引き続き、地方公共団体実行計画策定支援など地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進を図る予定。マニュアルについても

		適宜改訂を行う予定。 ・引き続き、他の部門に係る排出抑制等指針の策定・拡充に向けた検討を行う。
[税制]	2009年度実績	
	2010年度実績	
	2011年度予定	
[予算・補助] ① 地球温暖化対策推進法施行推進経費 ② グリーンニューディール基金の創設 ③ チャレンジ25地域づくり事業 ④ 温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	2009年度実績	① 45,630千円の内数 ④ 16,000千円の内数
	2010年度実績	① 45,638千円の内数 ② 【補助事業】(610億円(内数)) 47都道府県、18政令指定都市、 42中核市、42特例市に基金を造成 ③ 【計画策定委託業務】3.5億円 民間業者12件 【補助事業】6億円 民間業者11件 【実証事業】30.5億円 地方公共団体6件 ④ 175,194千円の内数
	2011年度予定	① 継続予定 ② 各地方公共団体において、基金に基づく事業等を実施 ③ 継続予定
[融資]	2009年度実績	
	2010年度実績	
	2011年度予定	
[技術開発]	2009年度実績	
	2010年度実績	
	2011年度予定	
[普及啓発]	2009年度実績	地方公共団体実行計画策定マニュアル説明会、研修会の開催
	2010年度実績	特例市未満の市町村における実行計画策定促進のための説明会、個別訪問の実施
	2011年度予定	特例市未満の市町村における実行計画策定促進のための説明会、個別訪問の実施

[その他]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

新しい実行計画では、「再生可能エネルギーの利用促進」、「区域の事業者・住民の活動促進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」に加え都市計画や農振計画等の関連施策との連携を盛り込んだ計画となるよう規定されており、特に、区域の中小企業対策や都市計画と連携したまちづくりに関する施策など、地方公共団体が主役となって意欲的な取り組みが期待される。

このような観点からも各地方公共団体においては、野心的かつ実行可能な中期目標を設定し、国の中期目標の達成に貢献できるよう支援してきた。

さらに今後も、地域資源である再生可能エネルギーの活用などをはじめ、これらの対策・施策を行うための支援を充実させることで、地方公共団体の積極的な取り組みを推進し、地域の経済効果や雇用の創出についても視野に入れた総合的な事業支援を推進する。



1. 実施した施策の概要と今後の予定

<p>2009 年度</p>	<p>○排出量取引の国内統合市場の試行的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行的実施については、700 を超える企業等（自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）への参加企業を含む）から参加申請があり、2008 年度に目標を設定した参加者については、自らの排出削減に加えて排出枠の取引等も活用し、すべての参加者が目標を達成した。また、国内クレジット制度については、制度開始以降、2010 年 4 月時点で地方自治体を含め、全国各地から 397 件の事業計画（排出削減見込量は 2012 年度末までに累計約 83 万トン）が提出されている。</li> <li>・ JVETS については、第 5 期参加者の採択（タイプ A（補助金あり）63 社、タイプ B（補助金なし）6 社）と制度運営を行った。</li> </ul> <p>○キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の早期導入のための検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民主党マニフェストにおいて「キャップ・アンド・トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する」との記述が盛り込まれた上、国連気候変動首脳会合における首相演説（2009 年 9 月 22 日）において、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現をめざしていく決意が表明された。</li> <li>・ これを受け、11 月には、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の早期導入のため、「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」の下で「国内排出量取引 P T」（事務局長：環境大臣）が開催された。</li> <li>・ また、3 月に閣議決定、国会提出された地球温暖化対策基本法案においては、温室効果ガスの排出量の着実な削減のため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設を盛り込んでおり、このために必要な法制上の措置について、地球温暖化対策のための税と並行して検討を行い、法施行後 1 年以内を目途に成案を得ると規定された。</li> <li>・ 「オフセット・クレジット（J-VER）制度」（以下、「J-VER 制度」という。）の運営を始め、カーボン・オフセットについては、事業者や国民の理解を広め、取組の普及・促進を行った（詳細は、「国民運動の実施（カーボン・オフセット）」の項参照）。</li> </ul> <p>○環境税</p> <p>環境税（地球温暖化対策のための税）については、環境省が平成 16 年から 20 年までに続き、21 年においても、地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、次のとおりとされ、所得税法等の一部を改正する法律</p>
----------------	--

	<p>(平成 22 年法律第六号) においても同様の規定が盛り込まれた。</p> <p>第3章 各主要課題の改革の方向性</p> <p>7. 個別間接税</p> <p>(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等</p> <p>②地球温暖化対策のための税</p> <p>地球温暖化対策の観点から、1990 年以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。</p> <p>我が国における環境関連税制による税収の対 GDP 比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。</p> <p>第4章 平成 22 年度税制改正</p> <p>11. 検討事項</p> <p>[国税・地方税共通]</p> <p>(2)地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>これらを法律において規定することとします。</p> <p>平成 20 年に続き、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会を開催し、地球温暖化対策税を含むグリーン税制の経済分析等について審議を行った。</p>
2010 年度	<p>○キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策基本法案において、キャップ&amp;トレード方式による国内排出量取引制度の創設を盛り込んだことを受け、国内排出量取引制度の在り方についての専門的な検討及び論点整理を行うため、中央環境審議会地球環境部会の下に国内排出量取引制度小委員会を設置した。関係団体からのヒアリング等を行い、7 月には個別論点についての審議を終えた。</li> <li>・小委員会での審議と並行して、制度の在り方について広く国民各界各層から御意見を伺うためパブリックコメントを行うとともに、国民との直接の対話を行うため「地球温暖化対策に関する国民対話～チャレンジ 25 日本縦断キャラバン～」を全国 7 カ所で開催した。</li> </ul>

- ・「新成長戦略」（2010年6月閣議決定）の工程表において、2011年度に実施すべき事項として「国内排出量取引制度の創設」が位置づけられた。
- ・来年の通常国会への法案提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度の運営等により蓄積してきた知見・経験を活かしつつ、小委員会での御議論などを踏まえ、基本法案の規定に沿って総量規制を基本とした制度を検討する。
- ・J-VER制度の運営を始め、カーボン・オフセットについては、事業者や国民の理解を広め、取組の一層の普及・促進を行う（詳細は、「国民運動の実施（カーボン・オフセット）」の項参照）。

#### ○排出量取引の国内統合市場の試行的実施

- ・2010年7月時点で、参加申請は1000を超えた。また、国内クレジット制度については、2010年6月時点で事業計画の提出は414件（排出削減見込量は2012年度末までに累計約101万トン）となった。
- ・JVETSについては、第6期参加者の採択（タイプA（補助金あり）55社）と制度運営を行った。
- ・2010年4月、政府は試行的実施について第1回のフォローアップを行った。この結果、試行的実施は本格制度の基盤となるものではないが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、見直しを行った上で継続することとした。

#### ○環境税

環境税（地球温暖化対策のための税）については、環境省が平成16年から20年までに続き、21年においても、地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、次のとおりとされ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第六号）においても同様の規定が盛り込まれた。今後は、この決定に沿って、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めていく。

#### 第3章 各主要課題の改革の方向性

##### 7. 個別間接税

##### (3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

##### ②地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

	<p>第4章 平成 22 年度税制改正</p> <p>11. 検討事項</p> <p>〔国税・地方税共通〕</p> <p>(2)地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>これらを法律において規定することとします。</p>
<p>2011 年度以降</p>	<p>○キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策基本法案の規定や新成長戦略の工程表に基づき、キャップ・アンド・トレード方式の国内排出量取引制度を創設する。</li> <li>・引き続き、J-VER 制度の運営を始め、カーボン・オフセットについては、事業者や国民の理解を広め、取組の一層の普及・促進を行う（詳細は、「国民運動の実施（カーボン・オフセット）」の項参照）。</li> </ul> <p>○排出量取引の国内統合市場の試行的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010 年に行うこととなる第 2 回のフォローアップ結果を踏まえ、対応する。</li> </ul>

2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
排出量取引の 国内統合市場 の試行的実施									開始		フォー ロー アッ プ		
自主参加型国 内排出量取引 制度						30	27.6	30	30	18	12		
地球温暖化問 題に関する閣 僚委員会-										PT 設 置・ 制度 導入 のた めの 検討 開始			
国内排出量取 引制度検討 会・小委員会									2.5 検討 会設 置	7	8 小委 員会 設置		
カーボン・オ フセットの推 進（J-VER 制 度の運営な ど）									本予 算 0.5 / 二次 補正 1.2	本予 算 1.5 / 一次 補正 2.1	本予 算 1.9		
								指針 策定	基 準 策定 ・ 認証 普及	二次 補正 20 認証 ・ 基準 改定 ・ 普及			

施策の全体像	実績及び予定	
<p>[法律・基準]</p> <p>キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設</p>	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
<p>[税制]</p> <p>○環境税</p> <p>京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）において、「環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされている。</p> <p>また、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）において、「税制の抜本改革の検討の際には、道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。例えば、自動車、家電製品、住宅建築について、温室効果ガス排出を抑制するインセンティブとしての税制の活用について検討を行う。」とされている。</p> <p>さらに、「平成 21 年度の税制改正に関する答申」（平成 20 年 11 月税制調査会）においては、「税制抜本改革の方向性について」の項目の中で、課題の 1 つとして「環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方」も踏まえながら、議論を深めることとされている。</p> <p>なお、環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化について、政府、党で活発な議論がなされ、「平成 21 年度税制改正大綱」（平成 20 年 12 月 12 日自由民主党・公明党）において、「経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、</p>	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」とされている。

また、同年 12 月の「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」においては、税制抜本改革の基本的方向性として、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を促進する。」ことが記載され、また、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。」とされている。

いずれにせよ、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係、諸外国における取組の現状等に考慮を払い、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

また、平成 21 年度においても、環境省が地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、次のとおりとされ、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第六号）においても同様の規定が盛り込まれた。今後は、この決定に沿っ

て、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めていく。

### 第3章 各主要課題の改革の方向性

#### 7. 個別間接税

##### (3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

###### ②地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990 年以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対 GDP 比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

### 第4章 平成 22 年度税制改正

#### 11. 検討事項

##### 〔国税・地方税共通〕

(2)地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

(平成 21 年度)

平成 20 年に続き、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会を開催し、地球温暖化対策税を含むグリーン税制の経済分析等について審議を行った。



[予算・補助] ①「国内排出量取引制度推進事業」 ②「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」 ③カーボン・オフセット推進事業	2009 年度実績	① 7 億円 ② 18 億円 ③1.5 億円（一次補正 2.1 億円、二次補正 20 億円）
	2010 年度実績	① 8 億円 ② 12 億円 ③ 1.9 億円
	2011 年度予定	・継続予定
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発] ・	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[その他]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

- ・ポリシーミックスの最適な在り方について、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的検討を行う。
- ・国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法案及び新成長戦略（工程表）を踏まえ、キャップ・アンド・トレード方式による制度を 2011 年度に創設するため、制度設計の具体化を加速する。

## 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	諸外国の状況についての調査結果を踏まえ、総合的に検討した。
2010 年度	国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、引き続き、総合的に検討する。
2011 年度以降	国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、引き続き、総合的に検討する。

### 2. 施策の内容とスケジュール

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[その他]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する。

## サマータイムの導入

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	1. サマータイム制度導入に伴うコスト計算 2. サマータイム制度導入に関する基礎情報の検証
2010 年度	サマータイム制度に係る各種情報の提供を行う。
2011 年度以降	サマータイム制度に係る論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成を図る。

### 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
有識者による 情勢分析		開始	→											
オピニオンリ ーダーによる 導入課題の検 討		開始	→											
ホームページ の開設・運用		開始	→											
削減効果試 算、コスト計算 等								開始	→					

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

[普及啓発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[その他] サマータイム制度に係る論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成を図る。	2009 年度実績	コスト計算等
	2010 年度予定	制度に係る情報の提供
	2011 年度予定	制度に係る論点の具体化

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

サマータイム制度に係る論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成を図る。
---

## 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	平成 19 (2007) 年度の排出量報告の集計・公表の実施。
2010 年度	平成 20 (2008) 年度の排出量報告の集計・公表の実施。 平成 22 (2010) 年度から事業者・フランチャイズチェーン単位での制度運用を開始。
2011 年度以降	排出量報告の集計・公表の実施。

### 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
算定・報告・公表制度							施行	報告開始		対象拡大 (施行)	(対象拡大後の報告開始)		

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準] ・地球温暖化対策の推進に関する法律 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務づけるとともに、国が報告されたデータを集計し公表する制度。	2009 年度実績	平成 19 (2007) 年度排出量の公表。 平成報告の集計・公表を予定。
	2010 年度実績	平成 20 (2008) 年度排出量の公表。 事業者・フランチャイズチェーン単位での制度運用開始。
	2011 年度予定	平成 21 (2009) 年度排出量の公表。
[税制]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	
[予算・補助] 【環境省実施】 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業	2009 年度実績	145 百万円
	2010 年度実績	97 百万円
	2011 年度予定	
[融資]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	
[技術開発]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	

	2010 年度予定	
[普及啓発]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	
[その他]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

算定・報告・公表制度においては、平成20年度の法改正により、報告単位を事業所単位から事業者・フランチャイズチェーン単位へ変更し、対象の拡大等の措置を講じた（運用開始は平成22年度より）。これにより、一層の温室効果ガスの排出抑制の促進が期待される。

今後とも、新規及び既存の対象事業者の報告義務履行を徹底させ、自主的な温暖化対策への取組の基盤作りを進めるとともに、集計した排出量等を国民に分かりやすい形で公表することにより、国民・事業者全般における温室効果ガスの排出抑制に係る自主的取組を促進していく。

## 事業活動における環境への配慮の促進

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告のさらなる質の向上ならびに普及に向けた検討。</li> <li>・ 環境会計ガイドラインの改訂に向けた検討。</li> <li>・ エコアクション 21 の本体及びガイドラインの改訂を完了し、その周知・普及を図る。</li> <li>・ エコアクション 21 認証取得を要件とした財政投融資制度の継続実施。</li> <li>・ 中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」において、環境に配慮した投融資（環境金融）の促進方策について検討。</li> <li>・ 環境格付融資やエコファンド促進のための助成事業の実施。</li> <li>・ 温暖化対策に係る設備投資に対する低利融資（利子補給）の実施。</li> <li>・ 環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組み作り。</li> </ul>
2010 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改訂版エコアクション 21 のフォローアップと普及促進。</li> <li>・ 環境会計ガイドラインの改訂。</li> <li>・ 環境報告ガイドラインの改訂に向けた検討。</li> <li>・ 環境報告書の優秀事例集の作成。</li> <li>・ 温暖化対策に係る設備投資に対する低利融資（利子補給）の実施。</li> <li>・ 中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の報告を踏まえ、日本版環境金融行動原則の普及や環境金融関連の情報提供を行う。</li> </ul>
2011 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改訂版エコアクション 21 のフォローアップと普及促進。</li> <li>・ 改訂版環境会計ガイドラインの普及促進。</li> <li>・ 環境報告ガイドラインの改訂。</li> <li>・ 環境報告書の優秀事例集の作成。</li> <li>・ 温暖化対策に係る設備投資に対する低利融資（利子補給）の実施。</li> <li>・ 金融機関による環境金融の取り組みの定着促進・深化。</li> <li>・ 更なる環境情報の開示・利用促進についての方策検討。</li> </ul>

## 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
環境配慮促進法						施行			評価 検討					
環境金融の把握 及び体系化	→													
①環境保全企業 行動推進経費 (百万円) (環境経営・環境 情報開示・環境金 融普及促進等)	①71 環境 報告 ガイド ライン (GL) 作成	① 106	① 101	①75 環境 報告 GL 改訂	①60	①59	①59	①82 GL改 訂、環 境金 融調 査等	①66 環境 金融 調査	①56	①67 環境 会計 GL 改訂	① 環境 報告 GL 改定		
②利子補給 (億円)								② 0.9	② 2.3	② 62.3 (補正 60)	② 3.5	② 継続		
エコアクション21	→													
	(96年 GL策 定)			GL 改訂	GL 改訂				本体 及び GL 改訂	GL 改訂 普及 説明				
エコアクション21 を要件とした財政 投融資制度	→													

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準] 環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境 に配慮した事業活動の促進に関する法律	2009年度実績	2008年度の施行状況の評価・検 討を受け施策見直し
	2010年度実績	継続
	2011年度予定	継続
[予算・補助] 環境金融の把握及び体系化 ①環境保全企業行動等推進経費 (環境経営・環境情報開示・環境金融普及促進等) ②温暖化対策に係る設備投資に対する利子補給	2009年度実績	①56,021千円 ②6,235,500千円(補正60億円)
	2010年度実績	①67,470千円 ②350,000千円
	2011年度予定	①継続 ②継続



[融資] エコアクション21認証取得を要件とした財政投 融資制度	2009年度実績	継続
	2010年度実績	継続
	2011年度予定	継続
[普及啓発] エコアクション21の普及促進	2009年度実績	普及説明会の実施 認証取得者数：4560件 (2009年度末現在)
	2010年度実績	更なる普及促進
	2011年度予定	更なる普及促進

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

- ・エコアクション21や環境会計、環境報告書については、一定程度の普及が見られるところであるが、事業者の環境配慮の取組をさらに促進するため、改訂したエコアクション21ガイドライン等を活用し環境経営の普及促進と、環境会計・環境報告ガイドラインの改訂により環境情報の質の向上と環境報告書の更なる利用促進に努める。
- ・温暖化対策に係る設備投資に対する低利融資（利子補給）事業の実施により事業者の対策を促進するほか、中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の報告を踏まえ、日本版環境金融行動原則の普及や環境金融関連の情報提供等、環境金融の更なる促進方策について進めていく。

気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備

1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009年度	・排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、精緻化を図るための調査・研究等を実施した。(2009年4月30日に2007年度インベントリの条約事務局への報告、官報による告示を行った)
2010年度	・排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、更なる精緻化を図るための調査・研究等を実施する。(2010年4月15日に2008年度インベントリの条約事務局への報告、官報による告示を行った)
2011年度以降	・引き続き排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、更なる精緻化を図るための調査・研究等を実施する。

2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務													
温室効果ガス排出・吸収量削減対策技術情報管理システム構築運用													
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査(百万円)	76	75	29	27	48	53	47	58	56	46	46		

施策の全体像	実績及び予定	
[予算・補助] ・温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務費	2009年度実績	93百万円
	2010年度実績	93百万円
	2011年度予定	継続予定
[予算・補助] ・温室効果ガス排出・吸収量削減対策技術情報管理システム構築運用費	2009年度実績	60百万円
	2010年度実績	14百万円
	2011年度予定	継続予定
[予算・補助] ・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査	2009年度実績	46百万円
	2010年度実績	46百万円
	2011年度予定	継続予定

3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

引き続き環境省を中心とした関係各府省等が協力し、温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度を強化していく。

## 温暖化対策技術開発の推進

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	<p>省エネルギー・再生可能エネルギーにかかる温暖化対策技術の開発、及び早期の実用化・製品化を推進するため、37 件の技術開発事業を行った。これまでにリチウムイオン二次電池(2010 年に市場投入される電気自動車に搭載)、LED 照明器具の低コスト化技術、厨芥等を原料としたバイオガスの実用化、低コストな球状シリコン太陽電池の開発等の成果をあげている。</p> <p>○地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金) 予算額 38 億円の内数</p>
2010 年度	<p>温室効果ガスの 25%削減と再生可能エネルギー供給目標を達成するため、早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発に加え、先端的技術によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究を実施する。</p> <p>○地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金) 予算額 50 億円の内数</p>
2011 年度以降	<p>温室効果ガスの 25%削減と再生可能エネルギー供給目標を達成するため、省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発や、優良技術を社会に組み込むための必要な法令等改革や社会の受容等に関する検討を行うための技術開発により社会実装を行うことを目的とした実証研究について、優れた技術開発の実施提案ができ、確実な実施体制を有する民間企業や公的研究機関等に委託(一部補助)して行う。</p> <p>・環境研究総合推進費(競争的資金)(地球温暖化対策技術開発等事業の名称変更)</p>

### 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
・環境研究総合推進費(競争的資金) (2011 年度より地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)を名称変更)					開始								
					16.3	26.8	27.2	33	37	38	50		

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	
[税制]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	
[予算・補助] 【環境省実施】 ○ 環境研究総合推進費（競争的資金）（2011年度より地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）を名称変更）	2009年度実績	継続（38億円の内数）
	2010年度実績	継続（50億円の内数）
	2011年度予定	継続
[融資]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	
[技術開発]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	
[普及啓発]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	
[その他]	2008年度実績	
	2009年度実績	
	2010年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

地球温暖化対策技術の開発について、これまでの取組により一定の成果をあげている。今後とも引き続き、地球温暖化対策技術の開発を実施し、環境と経済の両立した社会を目指してグリーンイノベーションを推進する。

## 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境研究総合推進費において、特別募集枠「低炭素社会」と、「賢い適応」に関する研究分野を実施している（2年目）。</li> <li>・ 地球環境研究総合推進費では、平成 21 年度より、アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く「アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」と、越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益（コベネフィット）アプローチによる「東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究」の2つの戦略的研究開発領域課題を開始した（予算：3955 百万円の一部）。</li> <li>・ 温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）が観測するデータの検証を行った。</li> <li>・ 各分野における温暖化影響に関する情報を収集、整理し、我が国における効果的、効率的な適応策の検討を推進した。</li>   <li>・ 環境省と気象庁が共同で、地球温暖化分野に係る関係府省・機関の地球観測連携拠点の事務局を運営した。</li> </ul>
20010 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境研究総合推進費では、平成 22 年度は、自治体レベルでの温暖化影響の定量的評価と適応策立案手法の開発等をするため「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」の戦略的研究開発領域課題を開始（予算：5,268 百万円の一部）。</li> <li>・ GOSAT が観測するデータの検証を行った（予算額：70 百万円）。</li> <li>・ 国内の低炭素社会に関する研究成果を取りまとめるとともに、我が国がリーダーシップを取り、低炭素社会に関する国際研究（低炭素社会国際研究ネットワーク、LCS-RNet）を推進する（予算額：118 百万円）。</li> <li>・ 各分野における温暖化影響に関する情報を収集、整理し、我が国における効果的、効率的な適応策の検討を推進した（予算額：13 百万円）。</li>   <li>・ 環境省と気象庁が共同で、地球温暖化分野に係る関係府省・機関の地球観測連携拠点の事務局を運営し、関係府省・機関の連携を推進した。（予算額：環境省 110 百万円、気象庁 23 百万円）</li> </ul>
2011 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GOSAT が観測するデータの検証等を行う。</li> <li>・ 低炭素型社会に関する国際研究を推進する。</li> <li>・ 温暖化影響に関する情報を収集、整理し、我が国における効果的、効率的な適応策に関する検討を行う。</li>   <li>・ 環境省と気象庁が共同で、地球温暖化分野に係る関係府省・機関の地球観測連携拠点の事務局を運営し、関係府省・機関の連携を推進する。</li> </ul>

## 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
温室効果ガス観測センサの開発・運用	12.3	5.71	2.5	1	2.5	4	3.9	3.4	3	1.8	0.7		
地球環境研究総合推進費(億円)	26.5	26.5	28.9	29.6	30.1	30.1	32.5	29.6	31.9	39.5			
環境研究総合推進費(億円)			5	5	5	5	6		7	5			
低炭素社会国際研究ネットワーク事業(億円)										1.2	1.2		
気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業(百万円)										13	13		
地球温暖化に関する地球観測の連携促進(百万円、上段:環境省、下段:気象庁)							161 23	138 23	138 23	113 23	110 23		

施策の全体像	実績及び予定		
[法律・基準]	2008年度実績		
	2009年度実績		
	2010年度予定		
[税制]	2008年度実績		
	2009年度実績		
	2010年度予定		
[予算・補助]	2009年度実績	3,955百万円(内数)	
	2010年度実績	5,368百万円(内数)	
・地球環境研究総合推進費	2011年度予定	継続予定	
	・環境研究総合推進費	2009年度実績	180百万円
		2010年度実績	70百万円
・衛星搭載用観測研究機器製作費(温室効果ガス観測センサのデータ検証)	2011年度予定	継続予定	
	2009年度実績	237百万円(内数)	
	2010年度実績	336百万円(内数)	
・気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	2011年度予定	継続予定	

<ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク拠出金）</li> </ul>	2009 年度実績	134 百万円
	2010 年度実績	204 百万円
	2011 年度予定	継続予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素社会国際研究ネットワーク事業</li> </ul>	2009 年度実績	118 百万円
	2010 年度実績	118 百万円
	2011 年度予定	継続予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業</li> </ul>	2009 年度実績	13 百万円
	2010 年度実績	13 百万円
	2011 年度予定	継続予定
[融資]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	
[技術開発]	2008 年度実績	
	2009 年度実績	
	2010 年度予定	継続
[普及啓発] <ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境研究総合推進費（環境省）に関わる研究成果の公開を行う。（公式ウェブサイトによる研究成果の公表、研究紹介パンフレットの配布など）</li> </ul>	2009 年度実績	一般公開シンポジウムを開催
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境研究総合推進費（環境省）に関わる研究成果の公開を行う。（公式ウェブサイトによる研究成果の公表、研究紹介パンフレットの配布など）</li> </ul>	2010 年度実績
[その他] <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化に関する地球観測連携促進体制の整備。</li> </ul> 「地球観測の推進戦略」（2004 年 12 月総合科学技術会議決定）に基づき、地球温暖化対策に必要な観測を、統合的・効率的なものとするため、「地球観測連携拠点（温暖化分野）」を環境省と気象庁が共同で運営する。	2009 年度実績	環境省 113 百万円 気象庁 23 百万円
	2010 年度実績	環境省 110 百万円 気象庁 23 百万円
	2011 年度予定	継続予定

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

--

1. 実施した施策の概要と今後の予定

<p>2009 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2009 年 9 月、日本は、国連気候変動首脳会合において、先進国は率先して排出削減に努める必要があるとの観点から、日本も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくとともに、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を 1990 年比で言えば 2020 年までに 25%削減することを目指すと発表した。</li> <p>同時に、気候変動問題への対策のため、とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のためには、大きな額の資金が必要とされており、この資金を戦略的に増やす必要があるとの状況を踏まえ、日本は、国連気候変動首脳会合で、国際交渉の進展を注視しながら、これまで以上の資金的、技術的な支援を途上国に対して行う用意がある旨を述べた。</p> <li>・ 2009 年 12 月、COP15 において、30 近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」が作成され、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。</li> <p>「コペンハーゲン合意」には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世界全体の気温の上昇が 2 度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化すること、②附属書 I 国（先進国）は 2020 年の削減目標を、非附属書 I 国（途上国）は削減行動を、2010 年 1 月までに事務局に提出すること、③先進国の行動は測定・報告・検証（MRV）の対象となること、また、途上国の削減行動（温室効果ガスの排出目録を含む）は、自発的に行う削減行動は国内的な MRV の対象となり、その結果は国別報告書を通じて 2 年ごとに報告され、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となること、④先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットすること等が盛り込まれた。</li> <p>日本は、気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定した旨を発表した。</p> </ul> </ul>
----------------	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年 1 月末、日本は、コペンハーゲン合意への賛同の意思表示と、同合意に基づいて、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で言えば 25%削減する」との目標を気候変動枠組条約事務局に提出した。 (2010 年 7 月時点の条約事務局の発表によれば、主要国を含む約 81 カ国 (世界全体のエネルギー由来の排出量の約 80%に相当) が削減目標又は行動を提出。135 カ国がコペンハーゲン合意への賛同の意を表明。)</li> <li>・ これらの国際的交渉に的確に我が国の主張を反映させるため、中国・インドという主要排出国との二国間政策対話を実施するとともに、次期国際枠組みのあるべき姿について、専門家による検討を行った。</li> <li>・ 途上国の排出削減に係る取組促進の一環として、環境汚染対策等と温暖化対策の双方に資するコベネフィット・アプローチを推進するための調査・検討及びモデル事業を実施した。具体的には、中国におけるコベネフィット定量評価に係る共同研究の実施、インドネシアにおけるコベネフィット型事業に係る実現可能性調査の実施、マレーシア及びタイにおけるモデル事業の実施、及びコベネフィット評価マニュアルの策定に取り組んだ。</li> </ul>
2010 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年末の COP16 において、2013 年以降の新たな国際枠組みについて、世界全体の排出削減を進めるため、コペンハーゲン合意を踏まえ、全ての主要国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の採択を目指す。</li> <li>・ そのため、国連の下での特別作業部会における議論を進めるとともに、多数国間会合、各種二国間会合等の成果を国連の下での議論へ適切に反映させる。例えば、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (MEF) のプロセスを通じ、COP16 における成果に向けての政治的リーダーシップの創出に貢献していく。</li> <li>・ 世界全体での温室効果ガスの実効ある削減のためには、各国の多様な排出削減行動について、正確な測定・報告・検証 (MRV) を実施することが極めて重要であることから、途上国の削減行動の MRV の確保の支援について、アジア各国における温室効果ガスインベントリや MRV に関するワークショップ等を通じた能力構築の支援を実施していく。</li> <li>・ 地球温暖化防止のため、気候変動対策に積極的に取り組む途上国や気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象とした支援を実施する。コベネフィット・アプローチの一層の促進を図るため、モデル事業を継続して実施するとともに、途上国のニーズ把握、優良事例の収集、及びコベネフィット・アプローチを包括的に取り扱うパートナーシップ構築への貢献等の取組を行っている。</li> </ul>

2011 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年末の COP16 を受け、各国に対し引き続き積極的な働きかけを行い、国連気候変動枠組条約締約国会議等の場における国際交渉に貢献していく。</li> <li>・ 引き続き、途上国支援を実施する。特に、途上国の排出削減に係る取組促進の一環として、経済成長と環境保全を両立させるべく、引き続きコベネフィット・アプローチの推進を図り、その結果を国際社会に発信する。</li> <li>・ 引き続き、特に途上各国の削減行動に関する MRV の実施等に対し、支援を行う。</li> </ul>
-----------	---

## 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
国際的連携の確保、国際協力の推進(条約及び議定書交渉)								COP13	第1約束期間開始 COP14	COP15	シコ COP16(メキ)	フリカ COP17(南ア)	
次期国際枠組みづくり推進経費													

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助] ・ 次期国際枠組みづくり推進経費	2009 年度実績	137 百万円
	2010 年度実績	137 百万円
	2011 年度予定	23 年度予算編成過程において検討。
・ コベネフィット・アプローチの推進	2009 年度実績	1,294 百万円
	2010 年度実績	1,692 百万円
	2011 年度予定	23 年度予算編成過程において検討。
[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発] ・ 各種会合の概要等をホームページに掲載している。	2009 年度実績	ホームページによる普及啓発等
	2010 年度実績	引き続き実施
	2011 年度予定	引き続き実施

[その他] ・国連気候変動枠組条約及び京都議定書の実施等について、条約事務局への意見提出、締約国会議での交渉等	2009年度実績	気候変動枠組条約締約国会議及び京都議定書締約国会合が開催された（毎年開催）
	2010年度実績	気候変動枠組条約締約国会議及び京都議定書締約国会合が開催された（毎年開催）
	2011年度予定	気候変動枠組条約締約国会議等が開催予定（毎年開催）
・エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）への参画	2009年度実績	参画を実施
	2010年度実績	参画を実施
	2011年度予定	引き続き実施

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

--

## 政府によるクレジットの取得

### 1. 実施した施策の概要と今後の予定

2009 年度	○京都メカニズムを活用したクレジットを取得することにより対応するとされている、国内対策を最大限努力してもなお不足する約1億トンの差分のうち、2009年度には約4150.0万トンの購入契約を締結した。これにより、2006年度からの累計は9580.3万トンとなった。 また、実際に日本政府口座に移転されたクレジットの量は、2009年度に4498.2万トン、2006年度からの累計は4813.0万トンである。
2010 年度	○目標値である1億トンの残分の契約締結を目指すとともに、既契約分のクレジットの確実な移転を図る。
2011 年度以降	○引き続き、目標値である1億トンの残分の契約締結を目指すとともに、既契約分のクレジットの確実な移転を図る。

### 2. 施策の内容とスケジュール

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
京都メカニズムクレジット取得事業(億円)							53.9	129.1	308.4	433.2	428.3	163.4	
							クレ ジット 購入	クレ ジット 購入	クレ ジット 購入	クレ ジット 購入	クレ ジット 購入	クレ ジット 購入	

施策の全体像	実績及び予定	
[法律・基準] 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の改正	2009 年度実績	N E D Oが行う民間事業者等からの京都クレジットの購入を外貨建てによる支払いで行うために、先物外国為替取引の会計処理方法を規定する改正を行うことで、クレジット取得に際してより柔軟な対応が可能となった。
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[税制]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[予算・補助] 京都メカニズムクレジット取得事業	2009 年度実績	433.2 億円
	2010 年度実績	428.3 億円
	2011 年度予定	継続予定

[融資]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[技術開発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[普及啓発]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	
[その他]	2009 年度実績	
	2010 年度実績	
	2011 年度予定	

### 3. 総合的な評価・見直しに関する方向性

目標達成計画において定められている約1億トンの取得目標のうち、現在までに約9,600万トンについて契約を締結したところである。引き続き、目標値である1億トンの残分の契約締結を目指すとともに、既契約分のクレジットの確実な移転を図る。